

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 3 0 年 9 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町表彰条例に基づく被表彰者名簿

(順不同・敬称略)

《功勞表彰》

公益功勞

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
中 居 敏	71歳	平成10年から平成30年までの20年の永きにわたり、虻田町商工会及び洞爺湖町商工会役員として、地域経済の振興発展に尽力され、特に、商工会工業部会副部会長として、会員の意見集約を図り、各部会の連携や調整役として奔走されるとともに、地域活性化事業に積極的に取り組まれるなど、地域経済の向上と発展に多大なる貢献をされた。	虻田町商工会理事 平10.5～平19.5 洞爺湖町商工会理事 平19.5～平成30.5 とうや湖町特産品協議会理事 平12.10～

自治功勞

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
宮 崎 秀 雄	70歳	平成10年から平成30年までの20年の永きにわたり、虻田町代表監査委員及び洞爺湖町代表監査委員として、町の財務及び経営に関する監査により地方自治の振興発展に尽された功績は顕著である。 また、平成15年から平成19年までの4年にわたり胆振管内町村等監査委員協議会会長として、管内町村等の地方自治の振興発展に尽力された。	虻田町代表監査委員 平10.3～平18.3 洞爺湖町代表監査委員 平18.5～平30.5 胆振管内町村等監査委員協議会会長 平15.5～平19.6
黒 川 正 美	64歳	昭和61年から平成30年までの31年余の永きにわたり、虻田消防団及び洞爺湖消防団員として、幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	西胆振消防組合虻田消防団員 昭61.12～平19.3 西胆振消防組合虻田消防団班長 平19.4～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団班長 平19.10～平23.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団部長 平23.10～平27.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団副分団長 平27.10～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団副分団長 平29.6～平30.3
森 元 司	61歳	昭和53年から平成30年までの39年余の永きにわたり、虻田消防団及び洞爺湖消防団員として、幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	西胆振消防組合虻田消防団員 昭53.5～平7.9 西胆振消防組合虻田消防団班長 平7.10～平15.10 西胆振消防組合虻田消防団部長 平15.10～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団副分団長 平19.10～平21.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団分団長 平21.10～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団分団長 平29.6～平30.3

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、<u>免職、休職及び降給</u>の手続及び効果並びに失職の例外に関し規定するものとする。 <u>(降給の事由)</u> 第1条の2 <u>任命権者は、法第27条第2項の規定に基づき、職員の人事評価（法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）又は勤務の状況を示す事実</u>に照らして勤務実績がよくないと認められる場合は、<u>職員の意に反して降給することができる。</u> (降任、<u>免職、休職及び降給</u>の手続) 第2条 <u>任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合は、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合に限るものとする。</u> <u>2 略</u> <u>3 第1条の2に規定する降給の手続きは、第1項の規定を準用する。</u> <u>4 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職並びに降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、<u>免職及び休職</u>の手続及び効果並びに失職の例外に関し規定するものとする。 (降任、<u>免職及び休職</u>の手続) 第2条 略 <u>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</u>

<u>(免職、降任及び降給の効果)</u> <u>第3条 法第28条第3項に規定する免職、降任及び降給の効果は、次に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>免職</u> <u>その職を失わせること。</u> (2) <u>降任</u> <u>当該職員の職務の級を同一の給料表の直近下位の職務の級に変更すること。</u> (3) <u>降給</u> <u>当該職員の号俸を同一の職務の級の2号俸下位の号俸（当該受けていた号俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位である場合にあっては、当該最低の号俸）に変更すること。</u> (休職の効果) <u>第3条の2</u> 略 2及び3 略	(休職の効果) <u>第3条</u> 略 2及び3 略
--	--

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(休職者の給与) 第 3 0 条 略 2 ～ 4 略 5 職員が職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 2 0 号）<u>第 2 条第 4 項</u>の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ 1 0 0 分の 1 0 0 以内の額を支給することができる。 6 ～ 8 略	(休職者の給与) 第 3 0 条 略 2 ～ 4 略 5 職員が職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 2 0 号）<u>第 2 条第 2 項</u>の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ 1 0 0 分の 1 0 0 以内の額を支給することができる。 6 ～ 8 略

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(特定教育・保育の取扱方針) 第 1 5 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 略 (2) 認定こども園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び<u>同条第 1 1 項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第 4 号に掲げる事項 (3)及び(4) 略 2 略	(特定教育・保育の取扱方針) 第 1 5 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 略 (2) 認定こども園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び<u>同条第 9 項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第 4 号に掲げる事項 (3)及び(4) 略 2 略

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 略 2～4 略 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場合を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 略 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から<u>第3項まで並びに附則第3条</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）</u>、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）	(家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 略 2～4 略 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場合を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 略 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から<u>第3項まで</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>保育所、幼稚園又は認定こども園</u>

又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）

（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 略

2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合にあって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を

（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう_____。）を提供すること。

(3) 略

<u>行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> <u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者</u> （食事の提供の特例） 第16条 略 (1)～(5) 略 2 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u> （居宅訪問型保育事業） 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供する	（食事の提供の特例） 第16条 略 (1)～(5) 略 2 略 (1)～(3) 略 （居宅訪問型保育事業） 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供する
---	---

ものとする。 (1) 略 (2) 子ども・子育て支援法_____第34条第5項 又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う 保育 (3)及び(4) 略 (連携施設に関する特例) 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の 確保に当たって、<u>第6条第1項第1号</u>及び第2号に係る連携協力を求 めることを要しない。 附 則 (食事の提供に関する経過措置) 第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日におい て現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若し くは事業を行う者<u>（次項において「施設等」という。）</u>が、施行日後 に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算し て5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設 備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に 限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32 条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設 備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場 合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、	ものとする。 (1) 略 (2) 子ども・子育て支援法<u>（平成24年法律第65号）</u>第34条第5項 又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う 保育 (3)及び(4) 略 (連携施設に関する特例) 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の 確保に当たって、<u>第6条第1号</u>及び第2号に係る連携協力を求 めることを要しない。 附 則 (食事の提供に関する経過措置) 第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日におい て現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若し くは事業を行う者_____が、施行日後 に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算し て5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設 備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に 限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32 条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設 備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場 合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、
---	--

第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

平成30年度

洞爺湖町表彰条例に基づく被表彰者名簿
(敬称略)

平成30年度 被表彰者名簿

区 分	個 人	団 体	計
1 功労表彰	4	0	4
(1) 公益功労	1	0	1
(2) 教育文化功労	0	0	0
(3) 自治功労	3	0	3
2 貢献表彰	1 0	2	1 2
3 善行表彰	6	0	6
(1) 善行者等	4	0	4
(2) 寄附者	2	0	2
4 特別表彰	1 1 2	0	1 1 2
(1) 在住感謝状	1 1 2		1 1 2
(2) 栄誉賞等	0	0	0
(3) その他	0	0	0
計	1 3 2	2	1 3 4

《 貢 献 表 彰 》

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
若 山 岩 熊	76歳	11年の永きにわたり虻田6区自治会役員として、自治会活動に積極的に参画されるなど、地域自治、地域福祉の振興と発展に貢献されている。	
秋 田 豊 司	74歳	12年の永きにわたり洞爺湖温泉1区自治会役員として、自治会活動に積極的に参画されるなど、地域自治、地域福祉の振興と発展に貢献されている。	
金 子 賢 朗	73歳	10年の永きにわたり青葉2区自治会役員として、自治会活動に積極的に参画されるなど、地域自治、地域福祉の振興と発展に貢献されている。	
岡 崎 訓	72歳	11年の永きにわたり洞爺第2自治会役員として、自治会活動に積極的に参画されるなど、地域自治、地域福祉の振興と発展に貢献されている。	
船 木 俊 哉	56歳	13年の永きにわたり青葉2区自治会役員として、自治会活動に積極的に参画されるなど、地域自治、地域福祉の振興と発展に貢献されている。	
佐 藤 政 人	37歳	10年の永きにわたり青葉2区自治会役員として、自治会活動に積極的に参画されるなど、地域自治、地域福祉の振興と発展に貢献されている。	
鈴 木 孝	78歳	12年の永きにわたりパークゴルフ協会役員として、パークゴルフの普及発展に寄与するなど、町の体育振興に貢献されている。	
佐 長 眞 隆	75歳	12年の永きにわたりパークゴルフ協会役員として、パークゴルフの普及発展に寄与するなど、町の体育振興に貢献されている。	
岸 明 彦	57歳	15年以上の永きにわたり国民健康保険運営協議会委員として、町の国民健康保険事業の推進に貢献されている。	
多 田 憲 之	68歳	3年間にわたり高額の金品の寄附	
有限会社 菊田表具店 代表取締役 菊田 繁	—	2年間にわたり高額の物品の寄付 (虻田小学校体育館暗幕一式、虻田中学校体育館暗幕一式)	
ひまわり 代表 青木 佐智子	—	平成20年の発足以来、10年の永きにわたり「ふれあい交流会」のレクレーションを担当するほか、各種事業に積極的に参画し地域における幅広い活動に取組まれ、町のボランティアの発展と社会福祉の向上に貢献されている。	

《善行表彰》

善 行

氏 名	功 績 等 の 概 要	備 考
佐 藤 千登世	北海道洞爺湖サミット開催の年に泉公園線の沿道に花壇を新設されて以来、10年以上にわたり花を植栽し町内の美化活動に寄与され、その活動は他の模範となるものである。	
山 田 侑 敬	30年以上にわたり、地域の集会所周囲などの環境整備に尽力されており、その活動は他の模範となるものである。	
北 野 聰	13年以上にわたり海岸清掃を虻田1区から虻田4区まで実施し、環境整備に尽力されており、その活動は他の模範となるものである。	
大 廣 功	20年以上にわたり、香川共同墓地に自ら育てた花を植栽し、町内の美化活動に寄与しているほか、高齢者宅の除雪等にも尽力されその活動は他の模範となるものである。	

寄 付

氏 名	功 績 等 の 概 要	備 考
大 西 填 夫	金品の寄付	
若 狭 高 司	金品の寄付	

洞爺湖町議会平成30年9月会議
一般会計補正予算資料（図面）

入江地区道路改良実施設計業務

位置図



青葉・三豊線道路改良実施設計業務

位置図



床丹川浚渫工事

位置図

